

○鹿角市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第33号

鹿角市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、鹿角市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 市長が法第31条第1項の規定により法第27条第1項の特定教育・保育施設の利用定員を定めようとする場合において、あらかじめ、市長に意見を述べること。
- (2) 市長が法第43条第1項の規定により特定地域型保育事業（法第29条第1項の特定地域型保育を行う事業をいう。）の利用定員を定めようとする場合において、あらかじめ、市長に意見を述べること。
- (3) 市長が法第61条第1項の規定による市子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、市長に意見を述べること。
- (4) 本市における法第7条第1項の子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。また、会長は会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の子育て会議は、市長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の徴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年鹿角市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表保健センター運営委員会の委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	〃	5,000円
--------------	---	--------